

平成24年5月17日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成24年5月17日  
開会 13時30分 閉会 17時15分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 5名  
委員長 牧野茂敏  
副委員長 野原恵子  
委員 寺林俊幸 藤谷謹至 小島智恵
- 4 欠席者 千葉幹雄
- 5 事務局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 6 説明員 総務課長 菅野勇次 地籍係長 寺田治  
都市施設課長 田井啓一 計画係長 笹原敏文
- 7 審査事件 1 付託された陳情の審査について  
(1) 陳情第4号 学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書  
2 所管事務調査  
(1) 国土調査及び統計に関する事項  
・ 地籍調査について  
(2) 土地利用及び開発調整に関する事項  
① 土地利用及び開発調整について  
② 現地調査  
3 その他
- 8 審査結果 別紙

委員長 牧野 茂敏

## ◇審査内容

(13:30 開会)

○委員長（牧野茂敏） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日は付託された陳情の審査1件、所管事務調査としましては「国土調査及び統計に関する事項」と「土地利用及び開発調整に関する事項」の2件について実施をいたします。

最初に本日の日程について事務局からの説明をお願いいたします。事務局長。

○事務局長（米川伸宜） まず、はじめに千葉委員から欠席する旨の届出がありましたのでご報告をいたします。

本日の日程についてご説明申しあげます。1ページをご覧ください。この後、第1回定例会で付託されております陳情第4号の審査を行います。陳情内容に関連する資料を今回ご用意しておりますので、後ほど事務局から説明をさせていただきます。陳情の審査に続きまして所管事務調査を行います。はじめに総務課所管の地籍調査について説明を受け、質疑を行います。その後に都市施設課所管の土地利用及び開発調整についての説明と質疑の後に現地調査を行います。現地調査の箇所は札内桂町の開発行為現場と、青葉町の仮称あおば団地の2ヶ所を予定しております。ここに戻ってきて終了する予定時間、17時頃と予定しております。よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長（牧野茂敏） ただいま局長から日程説明等がありましたけれども、よろしいでしょうか。それでは早速議事に入りたいと思います。3月の第1回町議会定例会で本委員会に付託されました陳情第4号「学校給食食材の放射性物質測定についての陳情」を議題といたします。説明をお願いいたします。議事課長。

○議事課長（萬谷司） 本日は教育委員会の担当の日程調整がつかなかったということで、私からご説明申しあげます。

厚生労働省により4月1日付で改定が行われました放射性物質の新たな基準の概要と帯広保健所の状況、管内市町村の状況、そして町教育委員会の現状での考え方を整理したものをもらっておりますので、私からご説明いたします。

資料の5ページをお開きいただきたいと思います。まず、国の関係でありますけれどもこの資料につきましては厚生労働省から出されました放射性物質の新たな基準設定に関する資料のダイジェスト版となります。

昨年3月に発生しました福島第一原発の事故の後、国により示された暫定基準値は原子力災害対策本部の決定に基づきまして被ばく線量の限度を放射線セシウムについては1年間に5ミリシーベルトとし、この暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限していたところでございます。この規制値は成人、幼児、乳児によって食物の摂取量、体格や代謝などが違うことを考慮した中で被ばく線量を決定し安全性を確保してまいりましたが、より一層食品の安全と安心を確保するため考慮する年代を細かく分類、計算し、本年4月1日からは被ばく線量5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げられました。なお、この新たな基準値は国際規格に準拠したものとなっております。

中段の右側の表にその基準値が載っておりますが、この1ミリシーベルトという線量を超えないために食品の区分につきましても摂取量が多い飲料水、乳児だけが食べる乳児用食品やこどもの摂取量が多い牛乳など、配慮が必要と考えられる食品の区分を新たに設けるとともに、それぞれの区分ごとに基準値が見直されたところでございます。

なお、単位がシーベルトとベクレルという二つがありますけれども、表の下の点線で

困った中に説明がありますとおり、シーベルトは放射線による人体の影響を表す単位、ベクレルは放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位で、食品1kgあたりの数値になります。

放射性物質を含んだ食品を摂取した場合の被ばく線量は何ミリシーベルトかを計算する方法につきましては、摂取した量にその食品のベクレルの数値を掛けてさらに実行線量係数というものを掛けて算出するとのことであります。

一般食品の基準値についてであります。資料の下の①になります。一般食品の基準値100ベクレルの設定は年齢や性別などにより10区分に分け、それぞれの限度値を算出し、その中でも最も厳しい値、この表でいきますと13歳から18歳の男性の値120ベクレルを下回る100ベクレルを基準値に設定しております。資料の裏になりますけれども6ページをご覧くださいと思います。②番乳幼児食品、牛乳の基準値は放射線への感受性が高いとされるこどもたちへの配慮から、一般食品の基準値の半分となる50ベクレル、③番飲料水の基準値は飲料水の代替がなく摂取量が多いことからWHOが示している10ベクレルを基準値としております。

この4月1日から施行されました新基準値は暫定規制値と比較しますと厳しい数値に見直されまして、その中でも特にこどもたちの安全に配慮して定められたものになりました。

ここで実際に流通している食品を摂取したことによりどのくらい被ばくしているかという推計がございます。Q&AのQの2になりますけれども、昨年9月と11月に東京都、宮城県、福島県で流通している食品を調査し、各地域で平均的な食生活を続けた場合における被ばく線量を推計したところ、年間に換算して0.002から0.02ミリシーベルトと非常に小さい値であったということでもあります。

また、このダイジェスト版にはありませんけれども13歳から18歳の男性が仮に一般食品で基準値の100ベクレルの食品を一定の割合で1年間食べ続けたとしても0.8ミリシーベルトと基準値内に収まるということもございます。

次に放射性物質の検査体制でありますけれども、資料の9-3に簡単に記載されておりますけれども、出荷制限の対象となりました1都16県で検査計画に基づき測定が義務付けられた対象品目について、市町村ごとに1から3検体を週1回程度測定しまして、その結果がホームページなどで公表されております。実際に測定された結果を厚生労働省のホームページで閲覧しますと、先月で1万3,846検体の測定を実施し、割合でいきますと2.6%の355検体が基準値の100ベクレル以上となっております。この基準値を超えたものにつきましては出荷停止の措置がとられているところでございます。

続きまして3ページをお開きいただきたいと思います。教育委員会が調査しました保健所や帯広市など管内市町村の状況でありますけれども、本年3月の定例会におきまして野原議員と田口議員からの一般質問に対する答弁で、測定は自治体それぞれが取り組むのではなく国や都道府県がしっかりとした検査体制を構築することが望ましいとしたうえで、保健所や帯広市など管内状況を捉える中で今後検討をするとの答弁があったところでございます。

まず帯広保健所の放射性物質測定の考え方についてでございますけれども、平成24年度は管轄する日高、十勝エリアで8検体を調査することとし市町村からの検査要望には対応しないということでございます。なお、先月帯広保健所に導入されました測定機器はシンチレーションスペクトロメーターという簡易分析を行う機器で、導入費用は約300万円。測定にかかる時間は1検体10分から15分というふうに聞いております。測定結果が

50ベクレルを超えた場合は、道立衛生研究所にありますゲルマニウム半導体検査器で精密検査を行うということでもあります。また、北海道教育委員会から道保健福祉部に対し、北海道として給食食材の放射性物質の測定をしてほしいという協議をしたところ、道教委がすべきものという回答だったそうでもあります。

次に2としまして帯広市給食センターの考えであります。検査機器につきましては3月に発注しまして、7月頃から測定を始めるということでもあります。調理する前日に食品を納品してもらい測定を行うとのことでもあります。また、保育所で使用する食材の測定については年度内に実施したいとのことでもあります。

3番、十勝管内の状況でありますけれども士幌町につきましては7月から10月の夏場は月1日分の食材、道外産の野菜が多くなる11月から6月につきましては、月2日分の食材について町内の民間会社に委託し測定を行っているとのことでもあります。検査に時間を要するため基準値以下であることを確認してから調理に入るというものではないようでもあります。広尾町につきましてはもともと食材の残留農薬など検査を民間に委託しておりまして、その会社に放射性物質測定も加えて昨年12月から冬場に3回実施しているとのことでもあります。そのほか芽室町、新得町、浦幌町、上士幌町の4町が測定することで検討しているということでもあります。

4ページをお開きいただきたいと思います。4、町の教育委員会の現状での考えということでもありますけれども、17都県で食材の放射性物質の測定を行い、基準値以下であるという安全性が確認されたもののみが市場に出荷されております。管内の市町村給食センターはどこも帯広市場を通して食材を購入しているため、それぞれが放射性物質の測定を行うことは疑問もあり、非効率でありますので例えば帯広保健所などが市場に入ってきた食材を検査することが望ましいというふうに考えておりますので、今後相談したいというふうに考えているようでもあります。ただ、管内で7市町が検査を実施することになればその動きも重視していかなければならないというのが現実だそうでもあります。いずれにしても放射性物質の測定を共同、連携した中で取組むことができないうか、管内の教育長会議などの場で協議をするとともに平成25年度以降の保健所の検査体制なども情報を捉えながら、さらに町の給食センターの運営委員会に諮りながら検討を進めたいということでございます。以上でございます。

- 委員長（牧野茂敏） ただいま事務局長より説明をいただきました。説明が終わりましたのでこれより質疑及び意見を伺いたいと思います。この陳情に対しての質疑、ご意見ございましたら。野原委員。
  - 委員（野原恵子） いま教育委員会の資料も読ませていただきました。これも新聞報道されているその中身そのものではないかというふうに思って聞いていたのですけれども、やはり放射能による不安というのは現地、福島中心による1都16県、そこ以外の地域でも非常に不安が大きくなっているのです。地域的に確かにそういう不安はあるのですけれども、何というのでしょうか、雨ですとか風の動きですとか海水の流れですとか、そういうものによりまして不安が大きいのは事実だと思うのです。ですからこの十勝でも3町が実施する以外でもいま検討が始まっているという状況だと思うのです。
- そういう中でも放射能検査は必要ではないかと私は思うのですけれども、ほかのところでは検査しているから様子を見ていきたいというのが幕別の教育委員会の考えだと思うのですけれども、これは対象が違うのですけれども、自動車や何かでも放射能検査されていなくて本当に高いレベルでの自動車が出回っているということも報道されています。それは検査していないというのはもともとあるのですけれども、食品でもそういう検査

から漏れる可能性もあると思うのです。そういう不安を払拭するためにもやはり私は検査するという姿勢が大事ではないかと思うのです。学校給食だけでなく特に保育所の場合には乳児もいますからその不安はさらに大きいのではないかと私は考えているところなのです。

この実施というのはいろんなさまざまな形で実施していく、毎日ということではなくて何日かに1回ですとか冬場だけですとかそういうところもありますので、方法はどうかあれ、やはり検査をしていくという姿勢が大事ではないかと私は思っているところです。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 新聞で帯広と士幌、広尾というところが検査をしていると。帯広市は300万から350万の機械を購入して7月から検査をするということでした。

ちょっと気になるのは幕別の給食センターで毎日学校で給食を生徒がとっているのですけれども、親御さんのほうで給食が放射線によって心配であるということで給食をとらない児童がいるのかどうか、現状がどうなのか知りたかったのですけれども、あまりそういうのが増えてくると困りますし、やはり小さいお子さんを持っているお母さんたちは放射線に関しては関心がすごくあると思います。

幕別町に限らず自治体の考え方というのは流通しているものは基本的には安全なのだと。それが基本にあると一応思うのですけれども、新聞報道またインターネットで見えますと乾燥椎茸だとかそういうところで結構高い放射線レベルが検出されたということが書いてありました。それでもう1点調べたのですけれども、先ほどゲルマニウムの測定機器というのがありましたけれども、これが1番詳細で正確なものを測れると。もう1点、帯広市が導入したものがC I L何だかというやつはある程度簡易的なもので測定レベルは機器によって違うらしいのですけれども、大体20ベクレルから30ベクレルで10分から15分、20分程度と。それを購入して検査するにしても、その機械のレベルによるのですけれども例えば30、20ベクレルを下回ってこれをずっととり続けているのと、そのゲルマニウムという精度の高いもので調べてもらうのとでは精度に差がありますし、インターネットで東大の教授が書いてあったのですけれども20ベクレル以下、例えば19ベクレルのものをずっととり続けている危険性よりも1週間に1回、給食というのは毎日食材をとっていると思うのですけれども、それをミキサーにかけてゲルマニウムの検査機関に送ると。1週間単位でそれをやるとその経費が大体1万6,000円くらいと書いてありました。それはもう食べてしまっただけからの測定検査なのですけれども、毎日ピックアップして数値が煩雑なもので検査するよりもその精密度が高いゲルマニウムで測って原因を解明してどこから食材を仕入れたのか、そういうことをやったほうが良いということを書いてあったので、安易に自治体で200万、300万くらいの検査機器を購入するのはちょっと私としてはどうかという感じはします。以上です。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 藤谷委員からもありましたけれども、十勝管内帯広、士幌、広尾それぞれで給食の食材を放射能検査するということではありますけれども、父兄また関係機関の心配はもう当然なことだろうと。安心して子どもたちが食べられる給食を提供していかなければならないのは当然なことなのだけれども、ただその中でひとつやはり考えていかなければならないのはあまり過剰な反応を、またいろんな形での風評被害等に結びつかないように進めていかなければならない。いろんな形で検査をされているところもあるし、された食材もあるのだけれども私は公共的な国あたりがしっかりとした出荷体制の中で放射能検査を進めていくと。市場に出回るものについては放射能が含まれ

ていない安全な食品であるということと流通されているのだということとをうたっていたきたい。野原委員からもありましたけれどもその中で漏れていること自体が問題なのだろうと。しっかりとした検査体制の中でやってもどこかで落ち度があるというようなことが聞かれるために、みなさんそれぞれいろんな形で心配されるのだろうと。ここはやはりしっかりとした体制の中で、そういう漏れがないようにして進めていただければ各町村で取組んで放射能検査をするようなことにはならないのではないかとというふうに私は考えます。

○委員長（牧野茂敏） いいですか。ほかに。小島委員。

○委員（小島智恵） 私も市場で出回っているものは基本的には検査体制がしっかりと敷かれているということで、大丈夫だということで信用してもいいのではないかと考えております。検査を自治体独自で行って、検査を二重でやる必要はまずないのではないかと思います。

先ほど網をくぐるのではないかとという話もありましたけれども、基準値超えたものを1年365日食べ続けるということは逆に不可能ではないかと思えます。今回の基準値、政府で出されたものは年間ずっと365日食べ続けると仮定して計算されたもので算出されているので、食べ続けること自体まず難しいとは思っております。

二重の体制で行うことによって例えば給食で測定する、しかし家庭で母親が作ったものは独自で測定されないわけですから、こどもにとって家庭で作ったものは何で測定されていないのかということで逆に測定するしないを区別することによって家庭で作ったものに不信感を抱いたり、藤谷委員がおっしゃったように食べ物そのものへの不信感とか恐怖心、食に対する悪いイメージがこどもについてしまうと食べなくなったり、特に成長期のこどもですから栄養への配慮だとか、またそういう不安を煽ることによってストレスになってそれがまた病気、がんを発症する可能性もあるということで、あまり過剰にお母さん方からも検査体制を敷いてくれだとかそういう声も、大切なこどもですからあがってきているのかもしれないですけども、市場に出回っているものは検査を受けているので大丈夫という統一した対応でこどもたちを安心させ、精神的な部分でこどもを守っていく必要があるのではないかと考えております。

報道では放射能がすごい悪者のように報道されておりますけれども、もともと自然界にも存在していますし空気を吸ったり食べ物にも含まれて自然の放射性物質を日々私たちも取り込んでいるわけですから、あまり悪者にしてもいけないのかと。ラジウム温泉などで逆に病気治しにわざわざ行って適度に放射性物質に触れることによって病気を治す人もいるくらいですから、あまり過剰に反応してもいけないというふうに思っております。

それと、こどもは放射線に対して感受性が高いということですがけれども、一方こどもの場合は放射性物質が排出されるスピードが速いとも言われております。大人なら例えば体内に蓄積されたセシウムは約100日で半減するということですがけれども、こどもはそれよりも早く排出されるということは一般的には知られているというふうに、調べてみましたらわかりました。それで過剰に反応してこれからの福島とか東北の復興を遅らせるような流れにしてもいけないと、そういう思いも持っております。以上です。

○委員長（牧野茂敏） それぞれ意見をお聞きいたしましたけれども。野原委員。

○委員（野原恵子） この検査方法というのは必ずしも町で検査器を購入して検査する、それだけではなくてさまざまな方法があると思うのです。あまり性能が高くない検査器ではなくて性能の高い検査機能を持っている関係機関に検査してもらおうという方法もあ

ると思いますし、検査の方法はさまざまあると思います。また、国がしっかり検査しているのであれば地方でしなくてもいいわけです。そうでないところにいまいろいろな不安が大きくなっているという面がありますので、もちろん国が全て出荷する前に検査をきちんとしていただければこういう問題は起きなかったのではないかと。そういうところが一つ問題があるのではないかというふうに思うのです。

また、家庭と公共で食を提供するというのは別に考えなければならない。家庭は家庭の責任で検査する人もいますし、検査しない人も確かにいるかもしれませんが、学校給食というのはきちんと公的に子どもたちに教育として食を保障するという立場ですからそういう点では安全な食べ物を提供するという責任があると思うのです。ですからそこが家庭と学校、公共のところが違うというふうに私は考えております。

過剰に反応するという事だったのですけれども、もし安全であればどこのところでもこういうような検査をするという、検査に踏み切る自治体はないと思うのです。やはり不安があるから検査に踏み切ったということですのでそこもきちんと検証していかなければならないのではないかというふうに思います。

- 委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） この3ページの北海道教育委員会から保健福祉部に対して道として給食食材の放射能測定をしてほしいと、こう依頼があったというのですけれども、これが道教委が行うべきものといって国のほうで押し付けあいしているようではダメなのではないかと思うのです。実際、道教委あたりではどうなのですか。給食に対して放射能測定を行う気持ちがあるのかどうかというのも、どうなのかという気がします。やはり国がもっとしっかりしてくれないとこの問題は困ると思うのですけれども。
- 委員長（牧野茂敏） 小島委員。
- 委員（小島智恵） そもそも今回の原発事故、国の責任があると思うので国にしっかり検査体制をしっかり、さらにです、求めていくということも大事ですし、広域的に考えて帯広保健所で管内のものを検査していただいて、わざわざあえて町独自でというような体制はちょっと差し控えたほうがいいのではないかというふうに思います。
- 委員長（牧野茂敏） いろいろさまざま出ていますけれども、要はこの陳情案件に対してどういう当委員会の判断をするかということなので、それも併せて考えながら質疑をしていただければと思います。ちょっと休憩とらせてください。

（暫時休憩）

- 委員長（牧野茂敏） 再開をいたします。先ほど藤谷委員からの給食について、答えを聞いていますので説明をお願いいたします。議事課長。
- 議事課長（萬谷司） 先ほど藤谷委員から放射能関係を不安に感じて給食をとらない児童がいるのかどうかという問いがありましたけれども、教育委員会に確認したところそういった子はいないと、さらに放射能に関して不安に感じて父兄から問い合わせがあったとかいう経過もないということでございます。以上です。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。それではみなさんからいろいろ質疑をいただきましたけれども、この件については継続ということでもう少し審査させていただいて。実は千葉委員も欠席されていますし、採決するには至らないと私は思っておりましたから、今日みなさんから意見を聞いてさらに今度、会期中になりますけれども6月定例の中で採決をしたいということでよろしいでしょうか。意見はいろいろ出させていただいたのでさらにいろいろ調べていただいてこの陳情について結果を出していただきたいと思

いますが、よろしいですか。

(異議なし、の声あり。)

- 委員長（牧野茂敏） それでは日程については後日、議運後に決めたいと思いますのでよろしく願いをいたします。それでは所管事務に移りたいと思いますけれども、説明員が入室いたしますので暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

- 委員長（牧野茂敏） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。最初に説明員の紹介をお願いいたします。

- 総務課長（菅野勇次） 総務課長の菅野です。どうぞよろしくお願いいたします。委員のみなさま方におかれましては日頃から本町の行政の推進に対しましてお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りしましてお礼を申しあげたいというふうに思います。

さて本日は総務文教常任委員会の所管事務調査ということで地籍調査の関係を説明させていただきますけれども、土地については人が生活や生産活動を行う大切な基盤でありまして、それを明確化するための地籍調査は土地行政の効率化を図るうえでも重要な事業であるというふうに考えております。この後、担当から説明をさせていただきますけれども、職員を紹介させていただきたいと思っております。

総務課地籍係長の寺田でございます。

- 地籍係長（寺田治） 寺田です。よろしくお願ひします。

- 総務課長（菅野勇次） それではさっそく説明に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

- 委員長（牧野茂敏） 座ったままで。

- 地籍係長（寺田治） それでは座ったままでご説明させていただきます。お手元に説明資料をご用意させていただきました。今日は字が小さくて見えづらいところもあるのでパワーポイントも用意しましたので見やすいほうを見ていただければと思います。

はじめに「地籍調査とは」というところから説明しますけれども、人に戸籍がありますように土地にも戸籍というものがあつてその戸籍というのが地番ですとか地目、地籍所有者、これを土地の戸籍といいまして、地籍と呼んでおります。地籍の籍は、戸籍の籍を使つています。法務局に公図と登記簿がありますけれども、登記簿にこの地籍情報が記載されてはじめて土地に関するいろいろな権利が法的に保護されるということになります。地籍調査は国土調査法という法律に基づきまして一つ一つの土地、つまり地番一筆ずつの土地につきまして地番、地目そして所有者を調査して現地に境界表示まで行います。同時に地目も調査しまして現況地目が合っていない場合に分筆ですとか合筆ですとか地目変更、これも所有者に代わつて町で行うということでございます。

なぜ地籍調査が必要なのかということになりますけれども、幕別町では昭和15年から17年にかけて北海道が測量した土地整理調査というものをやつていたのですが、そこで作られた土地整理図が基本図ということになっておりまして、このときの図面が法務局に登記されております。人が生活するうえで土地の情報というのは一番基本になるのですが、この地籍調査をやつていない古い地図のままですと測量精度も古いことから一部に地図と現地そして登記簿の情報が不一致、合っていないことがあつて、それによるトラブルが生じているところがあります。こういうトラブル、現地と合っていないことが続きますと、時間が経つほどより複雑になっていきます。お隣

との境界が、世代が変わっていくとなおさら境界のラインが曖昧になって時間が経つほど複雑になっていきます。こういった複雑化が進みますと土地行政の円滑な推進の妨げになると。公共事業を行ううえでも円滑に推進することができなくなってしまいます。地籍調査はこのような問題を解決するために現地と登記所の地図、そして登記簿との情報の不一致の解消を行うというのがメインの事業でありまして、町が事業主体となって土地の一筆ごとの所有者、地番、地目、面積を確定いたします。いまの測量精度というのは衛星測位システムというGPSについてお聞きになったことあると思うのですけれども、ここの絵のとおり衛星を使いまして最新の技術で測量を行う、地籍調査の最終的な成果というのは地籍図と地籍簿というものが出来あがります。これらのものを最終的に法務局に登記し直す、そして個人や行政の財産を明らかにさせるというのが目的でございます。

地籍調査のどのような効果があるのかということになりますけれども、1つ目に土地取引の円滑化に役立ちます。正確な土地の状況が登記簿に反映されますので登記制度の信頼性ですとか安心して土地の取引ができます。

2つ目に土地にかかるトラブルの未然防止に役立ちます。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、お隣との境界がはっきりしますので、現地にも杭が入りますので土地の境界トラブルは未然に防ぐことができます。

3つ目に災害復旧に役立ちますということで、地震ですとか水害で境界の杭が流れてしまった、紛失してしまった、土砂が埋まって無くなってしまったという場合でもすべての境界杭に座標値がついておりますので地球上のどこのポイントというのがそれわかりますので、簡単に復旧することができます。

4番目に課税の適正化に役立ちますということで、これは固定資産税の課税が現地の面積と合致しますので公平に課税することができます。

5つ目ですけれども公共事業の円滑化に役立ちますということですけれども、各種公共事業を円滑に進めることができます。

6番目、まちづくりに役立ちます。これも町のいろいろな計画、立案をするために地籍調査の成果を使うことができます。

7番目は地籍調査成果の利活用ということで、町だけではなくてほかの国ですとか北海道さらには個人の方が自分の土地を測量するときにもこの地籍の成果を使うことができるということで、測量代が安く済むことができますということです。

続きまして地籍調査の費用負担です。地籍調査にかかる経費につきましては補助対象事業費のうち国が50%、半分国がお金を出していただいて、北海道が25%で、残りの25%、4分の1が町の負担ということになります。さらに詳しく申しあげますと町負担の25%、4分の1のうち8割は特別交付税で予算措置されるということで実質、全体事業費に対する町の負担額というのは5%。町にとって非常に有利な事業ということです。土地所有者のみなさまの負担でございますけれども、基本的に土地所有者様の費用負担はございません。ただ基準箇所以外に境界の杭を設置してほしいという要望が合った場合は、その分について別途負担していただいております。また現地調査にあたって土地所有者様に立ち会っていただいて現地確認していただくのですけれども、それと閲覧で図面とかを見ていただくことがあるのですけれども、そこに来ていただく旅費につきましては個人負担でお願いしている。この基準箇所以外ってどういうところかといいますと、この図面を見ていただくとAさんとBさんの土地がありまして1番、2番、3番地がAさんの土地、4番地がBさんの土地ですといったときに、AさんとBさんの境界には丸

印で杭を入れますけれども、AさんとAさんの土地、つまり同一所有者界の境、この三角のところは個人負担いただきますということで、地籍事業の中ではこの三角のところ設置しませんけれどもAさんのご希望により個人負担によって三角のところを設置することも可能ということでございます。

続きまして地籍調査の方法はというところでございますけれども、幕別町が行っている地籍調査の方法ですけれども概ね次のとおり一つの地区を完成させるために4年かかるのです。それでお手元の資料の後ろのほうにA3の図面がついていると思います。これをちょっと見ていただきたいのですが、薄く黒く塗りつぶしてあるところが完了している地域でございます。忠類地域は地籍完了しております。幕別地区でいきますと途別、古舞が一部黒く塗ってあると思うのですが、ここが完成しております。緑に塗っているところが現在進行中、やっている最中の地区でございます。数字H16、17とかって書いてありますけれども、これが着手した年度です。緑の一番上、古舞の一部ですけれどもH21と書いてありますけれども、平成21年に着手している地区でして、21、22、23、24と平成24年、今年4年目ですのでこのH21と書いてある地区は今年完成させる地区ということです。一つのブロック4年かかってやっていると。このブロックいくつあるのかと言いますと、旧幕別町でいくと59のブロックに分かれております。一つのブロックの、大きさ、こればらばらになっていきますけれども、エリアの設定としては概ね所有者様が200名程度、土地の筆数が1,000筆程度を目安にブロック分けしております。それでブロック分けすると59のブロックになります。この図面の次のページをお開きいただきたいのですが、全体事業計画なのでございますけれども左の一番上、平成16年に途別に着手しております、平成16年現地スタートしております。右の一番下に平成77年緑町と書いてありますけれども、緑町に着手するのが平成77年。77年から4年かけてすべて完了するという全体計画でございます。非常に長丁場な事業でございます、全体計画としてはこういう計画で進んでおります。

その次のページいきますと全体事業費ですけれども総事業費としては55億4,900万でございます。そのうち補助対象事業費としては39億の事業費でございます。補助対象事業費のうちの町の負担というのが9億7,000万。先ほどご説明しましたがこの9億7,000万のうち8割が特別交付税措置されるということになります。

資料3ページに戻りますが、幕別町、先ほどご説明しましたがけれども昭和15年から17年に作られた地図を基本図としていま現在進めておりますけれども、地籍調査はまず1年目どのように進めるかといいますと、4年のうちのスタートの1年目ですけれども調査区域内に測量の基準となる杭をまず1年目に設置します。これC工程地籍図根三角測量とD工程で地籍図根多角測量と呼んでおりますけれども、一番先に測量するときには基本となるのが、三角点ってお聞きになったことあると思うのですが、国土地理院が設置した三角点が一番ベースの根っこになるわけですけれども、地籍調査をスタートする前々年度に国土地理院に4等三角点の設置要望をします。国土地理院の4等三角点を大体1.5km間隔ずつくらいに設置してくれるのです。三角点の密度としては1.5kmに1点と。さすがに1.5km間隔だと測量するのに非常に距離が長いものですから、その間に大体500m間隔くらいに町で地籍図根三角点というのを新たに設置します。さらに500mでも長いので200m間隔に今度、多角点ということでだんだん密度を狭くして測量する場所に近づけていくということでございます。こちらの写真ですけれども、これが町で設置した地籍図根三角点。土管の中に石標をいれて見出しの棒を立てて邪魔にならないところに設置いたします。多角点のほうなのでございますけれども、多角点というのは写真ないのです

けれども頭が黄色のプラスチックの杭でございまして大体一つの地区に400点以上打ちます。こちらはこういう土管で囲ったりはしませんので、ただ打ち込んでおります。

3年目に入ります。3年目にはさらに細かな基準杭を設置しまして今度現地の境界杭を調査いたします。まず2年目に入りますと法務局に出向きましてそこで資料収集してきます。法務局に登録されている図面を全てコピーして、ものすごい数なのですけれどもそれを集めます。それを基に、地籍調査のその地区の基図を作成します。同時に現地での調査をしますけれども、先ほど200m間隔に多角点を設置しましたが今度は50m間隔です。実際に測りたいところに50m間隔で細部図根多角点というのですけれども、こちらプラスチックの杭ですけれどもそれを設置しまして、この細部図根多角点から道路ですとか河川ですとか民地に既に入っている境界の杭を調査しまして実際にずれがどれくらいあるのかですとか、あるいは号線にも石が入っているのですけれども、号線を掘って石を出してそれを測量して押さえます。ずれを調査して最終的に境界確認案ということで、確認案を作成いたします。

3年目に入りますと実際に所有者さんに立会いしていただきまして、復元いたします。2年目に作った境界の復元案、境界案を基に現地に木杭、仮杭を設置します。そして所有者さんと一緒に現地を確認していただきます。お隣の境界はここになりますということで見ていただきまして、それと同時に地目の調査も行います。一つの土地に畑と山林が分かればそこで分割して地目変更しますかというような打ち合わせを現地で行います。そして最終的にご了承いただければそこに本杭、石杭若しくはプラスチックの杭を設置いたしましてこのF1Bと書いてありますけれども、改めて測量しなおしますと。要するにチェックです。間違いがないかチェックして仮閲覧。ここでまたみなさんに集まっていただいて地籍図の原稿を確認していただきます。

4年目に入りますと、地籍図、地籍簿の作成そして閲覧、登記となりますけれども4年目が最終年度でございますので、法務局に登録する地籍図の原図を作成いたします。そしてみなさんの土地の一筆ごとの面積を測定いたします。そして地籍簿を作成、これ登記簿に載せる情報ですけれども、地籍簿を作成して本閲覧。この本閲覧が最終確認、所有者様に最終的に見ていただいてここで誤りですとかあれば修正し、最終的に北海道の認証を受けまして、その後、国の承認を得ますとはじめて法務局に送り込んで法務局で全て登記し直す。ここまでが4年工程の流れであります。

次、筆界が決まらないときはどうするのですかということになりますけれども、地籍調査では境界を明らかにするのが最も重要なことなのですが、お隣の境界が場合によっては双方納得しなくて決まらないケースというものも考えられます。そういうときは筆界未定地という扱いになるのですけれども、筆界未定地になると今後の作業に制約が出てまいりまして、地目変更ですとか地籍構成、面積の訂正ですとか、分合筆の表示に関する登記が原則法務局で受理されなくなります。町でやっている地籍事業が終わってしまいますと筆界未定地を解除するというか、その登記自体は所有者様のほうでやらなければいけないということで非常に制約が出てきてしまいます。筆界未定地とはどういうことかと申しますと、1番地の山田さんと2番地の小川さんのこの境界、町で先ほど仮杭を設置して双方に現地を見ていただくのですが山田さん、小川さんはここではないと、納得しないということであればこの線を引くことができませんので、登記簿上の図面はこういう表示になります。山田さんと小川さんの共有地という扱いになってしまいます。そうすると今度山田さんが自分の土地を分筆して誰かに売りたいだとか、あるいは分割して地目変更したいという場合、登記できなくなってしまいます。もしそういうことを

したいのであればこのラインを確定してくださいということ。これは山田さんか小川さんのどちらかの負担でこのラインを確定して分割してくださいという扱いになってしまいます。図面はこういう共有地になりますけれども登記簿事態は1番地、2番地とそれぞれ登記簿は出すことができます。面積は地籍調査する前の面積が乗っかかってきます。ただし、右の上のほうに筆界未定地というふうに書かれますので、先ほど言った表示に関する登記の制約が出てきます。これが筆界未定地でございます。平成16年から幕別町地籍調査始めていますけれども、まだ1例もございません、この筆界未定地。ほかの町村では何件かあるのですけれども幸いなことにまだこういうケースがいま現在、幕別町ではございません。

次、分筆、合筆、地目変更ですけれども、どういうことかという分筆というのは一つの地番を二つに分けますとか、あるいは三つに分けますということですが、この図面でいきますと2番地、登記簿上は畑になっていますけれども現地は山林と原野に分かれているということであれば、これは山林と原野のところにラインを引いて分割して1-1番地、1-2番地と。地目を山林、原野という形で変更かけます。

次、合筆ですけれどもこれはこの逆です。1-2番地と2-1番地、山林と原野、登記簿上はなっているのですけれども現況は全て山林になっているということであれば、これとこれをくっつけて一つの地番にして山林と。これが合筆でございます。ただ、この合筆に関しては制約がございましてどちらか一方に抵当権ですとか根抵当権ですとか、要するに所有権以外の権利がどちらか片方についていると合筆することができませんので、抵当権とかついていても借金が払い終わっているのであれば所有者様のほうで抵当権を外していただき、所有権以外の権利がない状態を確認して合筆という流れになります。

次、地目変更ですけれども、こちらは登記簿上の地目と現況の地目が異なっている場合、この地籍調査の中で地目を変更いたしますという作業です。土地の所有者様にお願いしているのは我々町職員ですとか測量業者が土地に立ち入りますので、立ち入りのご協力をお願いしている。

もう一つ、杭の保存ですけれども、先ほど説明した三角点とか多角点とか基準点、こちらなるべく保存していただきたいということと、せっかく設置した境界杭、所有者様の負担は発生していませんけれども、これがなくなると次からは所有者様の負担で入れることとなりますので、せっかく設置した境界杭についてもなるべく保存していただきたいと。

あと、現地の立会ですとか閲覧はなるべくご出席いただいて実際に現地で確認していただいていると。登記関係の処理はお早めにとということでございます。合筆の際に所有権以外の権利がついてると合筆ができなくなってしまいますので、もし外せるものがあれば早めに抵当権の抹消ですとか整理をしていただいております。

地籍調査やりますと完成すると面積必ず合ってこないのです。面積の増減って必ず発生するのですけれども、面積が合わない分筆の事例を一つご説明したいのです。

Aさんの所有する土地を分筆測量してそれぞれBさん、Cさんに残地方式で売渡した場合、昔の測量はほとんど残地方式で売り払いしていたのです。残地方式とはどういうことかという、一つの土地を分筆する場合、分筆するほうだけを測量して残るほうは引き算して面積を出している。これが残地方式なのですけれども、いまはこういうことやっていないのですけれども昔は残地方式で測量しておりました。

実際にどういうことかというAさんの四角い土地50番地という土地があったとします。登記簿上には4,200㎡とかかれております。この当時は4,200㎡Aさん所有していた

のですけれども、これを仮に昭和30年にこの土地の一部をBさんに売渡しました。こういうふうに分割しまして50mの20m、これをBさん50-2番地になります。残ったほうが50-1番地になるのですけれども、このBさんの所有地ですけれども50m×20mで1,000㎡。Bさんに1,000㎡売りました。Aさんのほうの土地というのは4,200㎡から1,000㎡引きますので3,200㎡で登記されます。

次、昭和40年にCさんにこういう形で分割して20m。今度50-3番地になります。Cさんに売渡します。こちらの土地も1,000㎡です。50m×20mで1,000㎡。Aさんの土地は1,000㎡引きますから2,200㎡。これで登記されております。

しかし地籍調査が入りますとAさんの残った土地のほうも全て測りますので、こちら50m×40mで2,000㎡ですと。そうすると200㎡減ったというか、所有者様にとっては何で減ったのだということになりますけれども、これはもともとこの土地は4,200㎡ではなくて4,000㎡だったのだらうと思われれます。逆のパターンもあります。地籍調査やると増えちゃったというパターンもあるのですけれども、こういう増減が必ず出てまいります。これが残地方式で面積が合わない理由の一つでございます。

もう一つ1区画ごとの調整事例と書いてありますけれども、こういうこともありえるのです。周り道路、鉄道、町道、国道と公共施設で囲まれているところで、法務局の公図の間口の寸法でいくと100mあるはずなのですけれども、現地測量すると99.5mしかなかったと、50cm短いと。こういう場合、2番地から5番地の間で10cmずつ按分して補正をかけると。若しくはこの逆のパターンもあります。図面上では99.5mなのですけれど現地測ると100mあったと。その場合は逆に10cmずつ按分して伸ばして間口を調整すると。こういう現地の調整事例でございます。

これちょっと見づらいと思うのですけれども、汚い図面なのですけれどこれが昭和15年から17年にかけて作られた土地整理図でございます、これがいま現在の幕別町の基本図となっております。連絡査定図という言い方もしますけれども、このとき北海道で調査したのですけれども、何と云うのでしょうか、官民査定といって号線です。公共用地と民地との境を確定した図面というふうに聞いております。号線の角に座標値をつけてそれぞれ300件ずつ号線の石を入れていったと。これが地籍図、完成したところです。最終的にこの図面が法務局に送られます。

戻りますけれども古舞でここに旧河川が流れておりまして、ここに道路、号線です、この辺を見ていただきたいのですけれども、この辺が地籍調査終わった後、これが河川でここにこういうラインが、これ地目境のラインですけれども、ここ1枚の土地なのですけれども、ここがここが変わります。ここがこういうふうになりますと。航空写真で見るとここなのです。ここの畑と山林の境がこれなのです。ここに川あるのですけれどもこの形がここです。こういう形で、もともとはこういうところなのですけれども、こういうふうに地籍、現況の地目に沿って地番を付け直すという作業をしております。

これまだ地籍入っていない美川のほうなのですけれどもこれからやるところなのですが、こちら地番と現況が合っていない事例です。ここに宅地があるのですけれども、宅地に建物が収まってなくて畑のほうにはみ出ていると。この413番地のラインがこういう地番なのですけれども、この地番に対して畑と山林と畑がある。これまだ地籍調査やっていないのですけれども地籍調査やると、手書きで書いたのですけれども、こういうふうに宅地の線を取ってこのラインが消えます。この地番をこういうふうに分割してこれとこれを合筆するという作業です。413番地もこういうふうに分割してこれとこれを合筆します。こちらもそうです。411-1番地ってこういう土地なのです。これをこういうふ

うに分割してここに新しく地番を付けます。こちらも新しく地番を付けて、これもこう分割してこれとこれを合筆しますというふうにきれいに整理をする。こういう作業をやっております。

ということで杭を残して悔いを残さずという地籍調査でございました。以上です。ありがとうございます。何かご質問があれば。

○委員長（牧野茂敏） 説明が終わりましたので、みなさんから質疑あれば発言をお願いいたします。何かありますか。

○委員（野原恵子） 農地の境界線がわからなくて相談したときに、その衛星システムで測って納得してもらったということがあったのです。図面での測量ではどうしても納得できなかったみたいでそのシステム使って納得してもらった。そういうものがはっきりしますと例えば自分の土地はここだったけれども実際は違った、自分の土地が減った場合にはそれは金銭的な何というのですか、そういうものはないのですか。納得で終わりですか。面積が自分の土地がこれくらいあったはずなのに少なくなったという場合は町から代金をもらうとかそういうことは一切なしということで、測量して終わりということ。

○地籍係長（寺田治） はい。

○委員長（牧野茂敏） いいですか。何か。

○委員（野原恵子） 地籍調査とは違うのですけれど、確か福島のほうに行かれたときにはこの調査をしたのですか。

○地籍係長（寺田治） いいえ、仙台のほうに行ったのですけれどそのときは被災宅地という宅地の被災状況の調査でもともと私、土木にいたものですから土木の調査です。地籍とは全然違うのですけれど。

○委員長（牧野茂敏） ほかに何か。

○委員（藤谷謹至） 杭はコンクリートみたいな杭ですか。よく除雪や何かで破損するのです。素人というか隣のおじさんがこうやって引っ掛けたり、ちょうど歩道と自分の土地の境界にあるのです。自分の土地側に入れるものだからそこがちゃんとアスファルトになっていればいいのだけれどもちょうど春先や何かで地盤が緩んだときに刃立ててやると杭が頭飛んだり何かするのです。黄色いやつはプラスチックなのですか。

○地籍係長（寺田治） そうです。

○委員（藤谷謹至） あれはそのまま置いてある。

○地籍係長（寺田治） そうです。多角点。

○委員（藤谷謹至） 平成72年、一番過密地というかお隣さんとの苦情が多いところを最後に、という感じがするのですけれども、やはり過密地ではこういう隣の方々とのいざこざというのはかなり増えるのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 最後の表にございます実施計画で、上に1年度からずっと書いてありまして最後が59まで入っているのですけれど3段目のところに37年度ございまして、そちらが一応千住地区が農村部の最後ですけれども、37年度に農村部が入ります。ここからまた千住が終わるのは3年かかりますから結局農村部の完了まで40年かかるような形になります。

一応農村部終わった後に市街地に入っていこうということで計画では持っているのですけれども、現実的にその市街地につきましてはいま委員おっしゃられるようにかなりいろんな場合も想定されましてかなり作業が難航するのではないかということもあって

後半に持っていつているとういうことございまして、ほかの町村や何かの例を見ましても農村部だけで終了して後、市街地についてはなかなか入れないでちょっと休止状態にあるだとかいうところも多いものですから、その辺は先が長いものですから様子を見ながら、というふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 逆に相続とかそういう問題で都市部にいくと大分変わると思うのです。後になればなるほど逆に複雑になる可能性というのはいないのですか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 確かに相続や何かを考えると例えばお子さんに相続されるときに分筆をして分けるだとかいう場合もあるのですけれども、逆に市街地の場合はあまり所有者が増えていかないのかということはあるので、そういった意味では先ほども申しあげましたけれども、繰り返しになるかもしれないのですけれども市街地については後半に持っていくということございまして。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。寺林委員。

○委員（寺林俊幸） いまちょうど24年度から美川地区ということで地元なのですけれども、これまで農村地域を地籍調査されてきて藤谷委員の質問にも絡むかと思うのですけれども、日本列島改造論のときに1枚の土地を何十人、何百人で分筆されて打たれているというような土地も中にはあったかと思うのですけれども、当然相続も行われないうまままで所有者も不在というか、見つけるのにも大変な労力を要するというような土地が当然出てきているのだらうというふうに思うのですけれども、その場合はどういう形で取り進められているのかどうかちょっとお聞きしたのですけれども。

○委員長（牧野茂敏） 地籍係長。

○地籍係長（寺田治） 相続して所有者がわからなくなっているケースもたくさんございます。美川でいきますと確かに細かく宅地割りみたいな形になって原野商法なのかちょっとわからないのですけれども、内地の所有者がたくさんおられる方もいらっしゃいます。

私どもまずやる作業としては登記簿に載っている住所、そこの市役所ですとか役場に戸籍の照会をかけます。そこで戸籍が出てくれば居所が戸籍の附表でいま住んでいるところまで探すことができるのですけれども、場合によっては照会かけても該当なしで出てくる場合がございます。そういう場合は調査しようがございませんので最終的には面積の増減があれば筆界未定地になってしまいます。

いままでで一昨年、一件あったのですけれども、それは法人だったのですけれども釧路の会社で見つからなくて代表者さんも見つからなくて、結局面積の増減がなくて周り公共用地に挟まれていたので筆界未定処理をしないでそのまま地籍を終わらせることができたのですけれども、できるだけ調査をして見つからなければ法務局と北海道と協議をして場合によっては税務課でやっている公示送達みたいな形で告示をして終わらせる方法もございますので、そういう形でそういうケースが出てきたときには進めようと思っております。以上です。

○委員長（牧野茂敏） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） いまの質問に関連なのですけれども、筆界未定地ということで処理されるということだったのですけれども当然その隣接地も、ということですか。ということになると例えば隣の土地の所有者が見つからない場合は境界がつかないという処理で全て終わらせるということなのではないでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 地籍係長。

- 地籍係長（寺田治） 筆界未定地になるとそういうことになってしまいます。筆界未定地になるべくしたくないということがありますので調べるところまで調べて、どうしようもならない場合は筆界未定地になりますけれども、最終的には所有者が見つからなくても面積が変わらなければ筆界未定地にしないで処理することができるので、いま現在幕別町では筆界未定地がひとつもないのですけれども、なるべく筆界未定地にしないような形で作業を進めたいと思っております。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかにありましたら。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 町単独費の中の単独事業費というのはわかるのだけれど、人件費というのは何の人件費なのか。
- 委員長（牧野茂敏） 総務課長。
- 総務課長（菅野勇次） 最後の表になろうかと思っておりますけれども、幕別町地籍調査事業全体事業費ということで全体の事業費、当初計画段階のもので積算をしたものです。右側に町単独費ということで単独事業費Fと人件費ございまして、人件費の部分をお聞きなのかということでございまして、13億6,600万ということでかなり大きな金額になっているのですけれども、計画段階でこの事業を進めるにあたって全体で準備段階含めまして64年間かかるような形になるのですけれども、それにかかる職員の人件費分、当初計画段階では1、2年になるのですけれども1名ないし2名の人件費。それから本調査が入ります62年度については3名分ということで計上してございました。現実的にいま実施している職員体制といたしましては1名プラス兼務のものが1名ということで1.5人程度なのですけれども、この人件費については実際にはもっと少なく抑えられるのではないかとこのように思っております。以上です。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。なければ地籍調査を終わらせていただきたいと思っております。説明員のみなさまには大変ご苦勞様でした。退席をお願いいたします。説明員が変わりますので暫時休憩をいたしたいと思っております。この際25分まで休憩をいたします。

(15:10 休憩)

(15:25 再開)

- 委員長（牧野茂敏） それでは休憩前に引続き会議を開きます。所管事務調査の2番「土地利用及び開発調整について」説明員の紹介をしていただきたいと思います。都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） 総務文教常任委員会所管事務調査ということで日頃よりみなさんにはいろいろな面でお世話になっております。この場を借りましてお礼申しあげます。  
本日、土地利用及び開発調整についてということで説明をさせていただきますが、内容といたしましては都市計画の開発調整に関わる位置付けやこれまでの考え方、近年の開発行為の状況、それから幕別町の人口減少期を迎えるということもございまして今後の土地利用あるいは都市計画の方向性など、都市計画の分野に限って説明させていただきますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。  
私、都市施設課長の田井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。隣が計画係長の笹原でございます。
- 計画係長（笹原敏文） よろしくお願ひします。
- 都市施設課長（田井啓一） 後ろに控えておりますのは計画係の平井でございます。

- 計画係（平井慎也） 平井です。よろしくお願ひします。
- 都市施設課長（田井啓一） この後は係長より説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。
- 委員長（牧野茂敏） 座ったままで。
- 計画係長（笹原敏文） さっそく土地利用と開発調整の関係についてなど説明をしたいと思ひます。説明にあたりまして最初概要の説明とその後、都市計画によるまちづくりですとか土地利用と開発調整について、これからの土地利用について、そういった流れで説明を進めていきたいというふうに思ひております。なお、先般行われました第2回の定例会の会期中の全員協議会の中におきまして都市計画マスタープランの見直しについての説明をさせていただきますけれども、後段につきましては一部その内容と重複する部分もございますのでその点についてはご容赦願ひたいというふうに思ひます。
- それでは1ページ目から順に説明をしたいと思ひます。はじめにということで、これは概要についての説明です。土地利用に関する法律ということで主なものを列記しておりますけれども、ここらに書かれておりますものの主なものとしては、やはり土地利用といひましても規制をするというような内容の法律が結構多くございます。これらの法律に基づく事務を町ですとか、道ですとか、国が行っているというものであります。
- 具体的に土地利用を図るにあたりまして必ずその具体の開発が伴います。そうした場合に調整がこれらの法律などに基づいて要する事務がございます。それが2番目でございますけれども、主な実務として6項目に分けて記載をしております。
- 1番目につきましては主にはインフラ整備についてであります。公共施設についての調整でございます。
- 2番目につきましては主に農林業、町によりましては漁業調整なども必要な場面があるというふうに思ひます。
- 3番目については主に環境についての調整項目であります。
- 4番目につきましては主な観点としては防災についての内容です。このほか文化財ですとか大店立地法関係ですとかそういったものも調整項目としてはあるのだろうというふうに思ひます。
- 最後に町としての総合計画ですとか、町の各種計画ですとか、そうしたものの調整も事案によっては必要となる場面があるのかというふうに思ひます。
- 具体のこの調整をどう進めるのかというのが3番目に書かれておりますけれども、小規模なものですとか主なものとしては開発をする主体の事業者さんがそれぞれの実務を担っている担当者と個別に協議を行っているものであります。しかしながら案件によりましては非常に複雑な案件でありましたりですとか、町内調整というのが非常に時間がかかったりですとか、場合によりましては担当者間の意見の相違が生じたりして調整が立ち行かなくなったりですとか効率が悪いような場面も想定がされます。下にありますけれどもこうした状況を避けるためにもこの実務の担当者と開発の主体の事業者さんとの間の仲立ちをするような立場で仕事をするというのが正に開発調整の立場の役割なのだろうというふうに思ひます。事案が大きくなればなるほど場面によりましては町としてのまちづくりの観点での調整、そうしたものも必要になる場面もございますし、場合によりましては財政的な調整、そうしたものも含めて町としてどうあるべきかというような判断に迫られる場面も想定がされます。こうした場合におきまして開発調整を担うものが必要になるのではないかというふうに思ひます。現状では町におきましてはそうした役割は企画室が主に指導的な立場でその事務を取仕切っているというふうに思ひます。

続いて2ページ目であります。ここからは主には都市計画についての土地利用と開発調整についてのお話をしていきたいというふうに思います。

最初に都市計画によるまちづくり都市づくりについてであります。都市計画によるまちづくりとはなのですけれども、まちづくりといいましてもそれに関係する法律といいますのはいくつもございまして、関係するそういった法律を根拠としてあらゆる事業を町は実施しております。都市計画については正に都市計画法でありましたりとか、農業関係でありますと土地改良法ですとか、忠類地域におきましては過疎の特別措置法があったりと。こういったものを根拠法令としてまちづくりを進めてきているものでありまして、いわゆるこうした法律に基づきましてまちづくりを具現化する根幹的な手法のひとつでありまして、こうした法律を活用しましてそれぞれの町がまちづくりを進めてきたというものであります。

都市計画法についての具体的なものとしましては、都市における土地の使い方ですとか建物の建て方のルールを定めたり、都市施設の道路ですとか公園、下水道が代表的なものなのですけれども、そうしたものの位置付けを法律的に住民に明示するとか、そうしたことによりまして内容により建築制限を発生させるとか、そうした都市施設にかかる整備を事業として実施していくといったことを、まちづくりに必要な事柄について秩序を持って都市計画法というルールによりましてまちづくりを計画的に進めていく。そうしたことを目的にした計画を正に都市計画というものであります。

このまちづくりに必要な事柄ということで若干書いてありますけれども、必要な事柄につきましては法律に基づきまして手続きが定まっております、都市計画として決定をするという手続きがございまして、これは主に町の中にも都市計画審議会がございまして、そうした審議会に諮問、答申をいただいて法律的な位置付けをしていくというものであります。代表的な都市計画としましては規制的手法と事業的手法というようなことでそれぞれ列記をしております。こうした手法によりまして都市計画としての事務事業を執行しているというものであります。3番目の区域区分につきましては次の3ページ目と併せて説明をしていきたいと思っております。

3ページ目にいきまして都市計画によるこれまでの土地利用ということで、幕別町の都市計画につきましては帯広市、音更町、芽室町の1市3町で一つの都市圏を構成する帯広圏都市計画というものを定めております。これは昭和45年にこうした都市圏を定めまして以降これまでにずっと都市計画についての計画を定めているというものであります。

こうした圏域で都市計画を定めるというものは全道でこのほか7圏域ございまして、この中で幕別町の区域区分ということなのですけれども、この区域区分といいますのは幕別町の北側の部分、この中を都市計画区域というものが定めております。この図の中で一点鎖線で囲まれていて幕別町と記されている部分、外側です、この部分が都市計画区域であります。市街地部分と相川、千住ですとか明野、依田ですとか途別、この辺りが都市計画区域と定めております。その中をさらに市街化区域と都市計画区域と二つに区分をしております。それを正に区域区分という制度でありまして、市街化区域につきましては主に都市的な土地利用を図るための都市施設ですとか都市計画の制度、用途地域ですとか地区計画、そうした制度を定めまして計画的な都市づくりを進めていく区域とするものであります。

一方で調整区域につきましては市街化を抑制する区域としまして農地ですとか自然環境を守って原則、建築を厳しく制限する、規制をするといった区域となっております。

その区域区分を定めましたのは昭和45年12月28日、はじめて幕別町において区域区分を決定しております。当初の市街化区域の面積としましては360haほどでありまして、以降12回ほど変更を行いまして現在では780haほどの市街化区域面積になっております。こうなりましたのもこれまでに幕別町におきましては人口が徐々に徐々に増加をしてきておりましてそれによって市街化区域を拡大し、さらに人口が増加しそしてさらに市街化区域を拡大してきたといった経過がございます。この経過の中には将来人口の人口予測をいたしまして現状と差の分の増加分の人口、これは人口フレームと単純に申しあげますと表現いたしますけれども、その人口増分に必要な住宅地を市街地の外延部におきまして市街化区域の拡大を行ってきたといったものであります。またこのほかりバーサイド幕別などの待受けの工業団地の造成を目的に市街化区域の拡大を図ってまいりました。最近の市街化区域の拡大の状況としましては以下の状況となっております、直近では21年度、この後の視察の予定の場所となっておりますけれども桂町、西地区の市街化区域の拡大が直近のものでありまして主に住居系の土地利用を図るための拡大を行ってきているというものであります。

次に4ページ目にまいりまして、都市計画によります土地利用と開発調整ということでありまして、具体の土地利用手法として都市計画につきましては主には土地区画整理事業によるものと開発行為によるものと大きく2種類ございます。

実例をあげますと区画整理事業にあつては札内の北栄の区画整理事業、直近でいきますと15年から20年におきまして、こちらが実施をされております。総区画数としまして702区画。4月末現在において約7割、建築が既にされているというものであります。面積にしまして約32haございました。小規模な宅地造成として開発行為によるものとして②番目に6箇所ほど列記をしております。こちらにつきましては主に宅地造成ということで6箇所合計約10haでありまして宅地数としても221区画、この10年ほどの間に造成または計画のものも含めて造成となる予定であります。

続いて都市計画によります開発調整であります。都市計画による開発調整につきましては具体的には都市計画法の開発行為の許可、申請によりましてその調整を図っております。この法の32条において、その開発行為に関係のある公共施設管理者と協議をして同意を得なければならないといった定めがございます。具体的な調整の内容としましては33条の中に技術基準というものが定められております。調整の内容としましては道路ですとか公園、下水道、あと雨水排水の処理についてと上水道、こういったものの内容についてそれぞれの公共施設の管理者と協議し同意を得るというものであります。その調整の目的なのですけれども良好な市街地の整備を進め開発行為に伴いまして都市生活に必要な公共施設整備を行い、将来的な二次的な追加のインフラ投資というのを防止して計画的な市街地の形成を進める。そうしたためにこの開発行為の調整というものが必要になっているというものであります。

続いて5ページ目であります。5番目の最近の都市計画を取巻く状況についてであります。ここ最近の都市計画による課題でありますけれども、3点ほどあげておりますけれどもこれまでも折に触れてこうした話をしていっている中で話をさせていただいておりますけれども、一つ目としては少子高齢化の影響からやはり人口減少時代に入ったと。これは本町においても直近の国調の結果で人口減少に入ったということが表れております。あと、景気の低迷が非常に長引いているということで特に北海道はその影響が顕著でありまして、商業販売額ですとか工業出荷額に伸びが表れてこないということがあります。

3番目として、人口の移動ですとか商工業者の廃業ですとか撤退によりまして、既存

の市街地において空き地ですとか空き家が散見されるという状況がございます。

そうした状況から国としても新たな視点で施策の取組みを進めております。その一つ目としましてまちづくり三法の改正ということで、平成18年に改正が実際に行われております。このまちづくり三法といいますのは都市計画法また中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の三つの法律をまちづくり三法と呼んでおりまして中心市街地の衰退ですとか市街地の機能が郊外に拡散しているというようなこと、少子高齢化による人口減少、こうしたことからそれまでに整備をしてきたインフラ整備の維持のために非常にコストに耐えられなくなっている現状があるというようなことから、国としてはコンパクトなまちづくり、コンパクトシティを目指すべきというようなことで市街地の郊外への拡散を抑制するとか市街地の機能を中心部に何とか戻してこようと。そうしたことから都市計画法の改正をしております。

この中での具体的な内容としましては大規模集客施設、これは具体的には1万㎡を超えるような非常に大規模な店舗、不特定多数の方が利用されるような施設の立地については、市街地の中にあっても用途地域の見直しをして近隣商業、あと商業地域と準工業地域の三つに限定をしようと思直しをしたものであります。従前は工業地域にあっても立地が可能でありましたけれども、そうしたものの立地は不可能となっております。用途地域が定められていないような場所でのこうした大規模集客施設の建設について原則、不可能というようなことと、このほか病院ですとか学校ですとか特別養護老人ホームといった施設については市街化調整区域でも例外規定がございます。法改正以前は立地することが可能だったのですけれどもそうした例外規定を廃止して原則として許可制としようということになっております。

こうした法改正を受けまして北海道の取組みとしましてコンパクトなまちづくりに向けた基本方針ですとか大規模集客施設の立地に関するガイドラインといったまちづくりの方針というのが平成18年に定めております。また国におきましても低炭素な都市づくりの推進というようなことでガイドラインを策定いたしまして、集約型の都市構造の実現ですとか都市の緑化推進などに必要なガイドラインを策定をして、こうした考え方によりまして都市づくりを進めることで地球規模の温暖化防止に貢献を目指すといった考え方も示されております。

また幕別町におきましても幕別町の都市計画の大本になります北海道の方針であります都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というものが平成23年に見直しになっております。この整備、開発及び保全の方針につきましては、都市の発展動向ですとか将来の人口ですとかというものを見通しまして都市の将来像を示しながら実現に向けた大きな道筋、方針を明らかにするといったものであります。その整備、開発及び保全の方針の中での都市づくりの大きな基本方針のものとして四つ、その中に掲げられておりました。原則として市街地の拡大の抑制をしていくとか、それまでに整備をされてきました既存の社会基盤施設、そうしたものを有効活用していこうですとかコンパクトに集積した都市構造を目指すとか、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を何とか図っていこうといったことが基本方針として掲げられておりました。

6ページ目にいきまして、そうしたことを受けましてこれからの土地利用ということで本町の都市計画マスタープラン、先ほど申しあげましたとお見直しになっております。内容について説明は割愛させていただきたいと思っておりますけれどもこの中でも集約型の都市づくりの転換ですとか、安全、安心へのさらなる配慮ですとか、環境への配慮ですとか負荷の少ない都市づくりを目指すといった項目を加えております。都市計画マス

タープランにおける土地利用の方針としまして今後においてもやはり新たな土地需要というものが想定されますので、そうした土地利用に対しましては規制の市街地の中にあります低未利用地の利活用、そうしたものの検討を進めていきたいといったこと。空き地、空き家そうしたものの顕在化について利活用に向けた検討を進めていきたいというようなこと、土地利用計画に合致した開発計画の誘導ですとか、逆に開発計画に合致するような都市計画制度の運用そうしたものをこれからも図っていきたいといったことを方針としてあげております。

最後にこれからの土地利用、新たな土地利用の可能性でありますけれども、人口増加による土地利用といったこれまでの土地利用というのは残念ながら期待することができないということで人口フレームといったものの土地利用が困難なものですから、そうしたフレームを根拠としない土地利用についても可能性、こうしたものの検討をやはり進める必要があるのかと。なかなか実現のチャンスというのが決して多いというものではないかと思っておりますけれども、こうした情報収集を十分図りながら進める必要があるのかというふうに思います。基幹産業である農業を生かした土地利用について何とか進めていければ、こうした農業関係については法律的な整理も必要でありますけれども開発行為の許可も比較的容易であったり、場合によってはある程度大規模なものも可能であります。そうした農業関連施設ですとか農産物を活用した施設整備そうしたものの土地利用、そうした可能性について今後も検討を進めていきたいというふうに思います。

②番目としましてこれからの土地利用とまちづくりのあり方ということで、先ほどもお話ししました方針の中でありましたけれども、規制の市街地にありますまとまった低未利用地の利活用です。そのために必要とされる公共施設整備に対する支援などもやはり必要なのかということで、そうした検討も進めたいというふうに考えております。定住促進施策ですとか公共交通機関の機能性の向上ですとか、こうしたものについてはすでに今年度も予算化が一部されまして取り進められておりますけれども、こうしたもののほか買い物弱者対策ですとか子育て支援ですとか働く場の確保、高齢化が進んで地域コミュニティの維持がなかなか困難であるという声があったりですとか、一方で若年世代と高齢者世代との交流が必要であったりとかいったまちづくり全般との連携が土地利用にあっても必要なのかというふうに感じております。こうした施策と一体的に進めることで今後における土地利用がより図られまして活用が進んでいくのかと考えております。以上で説明について終わらせていただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） ありがとうございます。それでは説明が終わりましたのでみなさんのほうから質問等ありましたらお願いをいたします。何かございますか。ありませんか。

○委員（野原恵子） 膨大でどこから質問したらいいのか。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○委員（野原恵子） 1ページ目なのですがけれども、2番も3番も同じなのですがここの中の農林業のところの林地のところ、外国の方が林地、山を買うというのが全道でも問題になっておりますけれども幕別町でそういう状況があるのかどうか1点と、環境廃棄物処理というところではいま廃棄物処理をしている業者が何箇所あってどういふものを廃棄物処理しているのかということと、その他のところの文化財なのですがいま何箇所そういうところがあってどういふものを文化財、発掘だと思っておりますけれども、されているのかその点をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。

- 都市施設課長（田井啓一） 1 ページのこの図といたしますか、これにつきましては私どもの取扱っているのは1番上の都市計画の部門だけで、それ以外の部門につきましては公共施設管理者である土木課であったり水道課であったり、林地の関係は農林課であったり、廃棄物の関係は町民課であったり、文化財の関係につきましては教育委員会であったりと、それらの調整の役割をうちの課が一定程度担っているというようなことの説明のつもりだったのです。具体的な数字というのはちょっと私どものほうでは押さえていないのです。文化財の関係でいきますと1haを超えるような開発行為については必ず調査をなさいますとか道のほうから職員が来てその開発区域を必ず見ますとか、そういったような取扱いにはなっております。以上です。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。
- 委員（野原恵子） 資料がわからないところがいっぱいあるのでお聞きしたいと思ったのですけれども、ここでは都市計画に関わるところの質問。
- 都市施設課長（田井啓一） 冒頭の挨拶にも都市計画の分野に限って説明させていただきたいということで、申し訳ないのですが。
- 委員（野原恵子） ずっと説明されていたので質問していいのかと思った。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 札内北区の区画整理事業の中で工期が平成15年から20年と。建築率が24年の4月現在で69.66%となっていますけれども、この6割7割くらいで低迷しているのかその理由というか考えられる原因というのは何かあるのかお聞きしたいと思うのですけれども。
- 委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。
- 都市施設課長（田井啓一） 札内北栄地区の区画整理事業ということで工事期間は平成15年から20年ということで20年度には全地区の工事が完成したというところでありまして。もともと区画整理事業というのは保留地というものをとってそれを売って財源として道路工事なり上下水道、公共施設の整備を凶るとというのが事業手法でございますけれども、それらの保留地を売るためには道路も造らなくてはならない。一定程度の公共施設整備が終わったところを売ってまた別の場所の道路工事の資本に充てていくということで、現実にはいっぺんに売れないということもございましてこういったいまの率ということになっております。
- また北栄の区画整理事業立ちあがったときには想定単価が大体坪8万円くらいの宅地を想定していたものが現実的には最後のほうになりますと7万円くらいで事業費のめども立ったということで多少安く売って、それで買われるお客さんが増えて、また勝毎ホームセンターも2年続けて入っていただいて非常にPRになってここ近年急激に実は建築率としては伸びているような状況でございます。そういった関係もございまして正直申しあげてよく7割まできたと行政サイドの考えなのですけれども、今後は大地主さんもいらっしゃいますのでその方が売る意志がなければ税金対策の問題とかもありますのでなかなかその部分でいきますと家は建ってこない部分としても出てまいりますので、7割くらいの建築率に至ったということでいけば事業としては正解でなかったかと。現在の人口の張付きでいきますと大体この地区で1,000人以上の人口の伸びがあります。それがもしなかったら国調の人口は逆に言うともう1,000人少なかったような状況なのです。少しでも人口減少の歯止めに寄与した事業であったかというのが感想でございます。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。野原委員。
- 委員（野原恵子） 6 ページなのですからけれども、これからの土地利用というところで基

幹産業である農業を生かした土地利用の可能性ということが書かれておりますけれども、これをどういうふうに、いま何か計画とか考えられるものがあるのであればお聞きしたいと思うのです。幕別本町は特に人口が減っているということでやはり人口を増やしていくためということでは隣接しているのは農地、農業者が多いのです。そういうところで土地利用を生かした農業の育成ですとかそういうことを考えていかなければなかなか人口は増えないのではないかと思うのです。そういう点についてはどうでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） 国の方向性としては農業の六次産業化というものがございまして、そういった国の施策の転換といいますかそういったものもある中で都市計画法の許可基準がいわゆるグリーンツーリズムの関係ですとか、そういったものの許可基準のハードルがかなり下がったということで調整区域においても農産物の加工施設であるとかあるいは交流人口の拡大を目指したグリーンツーリズムの施設だとか、そういったものがやりやすくなっているという条件整備をしてきているのが現実で、町としてそういった事業を行うということではなくて、そういったことをやりたいという方に対するアドバイスをしたりということでのお手伝いを行政としてやっていくというような内容でございます。農家民宿であったりだとか農家レストランであったりとか。

○委員（野原恵子） いま修学旅行の生徒や何か受け入れておりますけれども、そのほかにこういうグリーンツーリズムに関するような独自で幕別以外から受入れてそういうことをされているという農家さんは増えてきているのでしょうか。町としては押さえていないのですか。

○委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） グリーンツーリズムの計画自体は実は農林課で作っているのですけれども、具体の計画があればその計画を変更して都市計画の許可がおりるといような仕組みになっているのですけれども、新聞報道なんか見ますと修学旅行生の受入等もこれから、まだ少ないと思われましても、それはうまくいくようであれば参加される農家さんはこれからどんどん増えていくのかという気はします。ただなかなか農家さんも忙しいといいますか、人的に余裕がない。農業経営も非常に厳しいですからどうしても畑優先になってやはりおじいちゃんおばあちゃんのいるような家庭でないとなかなか農家さんの受入というのは難しい部分はあるのかというのは、浦幌だとか長沼のほうも確かやっておられて私も視察にいったのですけれども、やはりおじいちゃんおばあちゃんがそういった修学旅行生の相手をしているというのが実態でして、なかなか全ての農家さんがというのもちよっと難しい部分はあるのかと思います。あとは地域としてひとつに固まって人のやりくりをお互い融通しあいながらやるとか、そういった仕組みもこれからはもし大々的にやろうとするのであれば必要になってくるのかと思います。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 北栄地区の宅地開発の件で1,000名程度の人口が増加されたというようなお話を聞きながら、その一方でどれだけの住民の方々が幕別町内で働いていただいているのかということを考えながら、工業などの新規誘致等仕事の間を新たに見出していくという、先ほど野原委員の農業の新規産業の開発等にも関わってくるかと思うのですけれども、総合的にやはり住民が住んでいただいてその方々が幕別で仕事をさせていただくということは幕別の産業の活性化に繋がっていくのではないかというふうに思うのですけれども、聞くところによるとなかなか新規企業誘致が難しい状況にあるということで何か都市計画の中で具体的な新しい取組みというか、進め方があればお聞かせいた

だきたいのですけれども。

○委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） 都市計画の中でいいましてもなかなか。都市計画法そのものは主には規制する法律でございまして、施策としてどういった企業を呼んで工業なり商業を活性化させるのかというところはまた別な考え方で、そういったものが逆に来るとなったときに、逆に都市計画としてどういった是正、用途変更をしたりだとかそういった建物の規制が厳しければそういった建物が建てられるような用途変更をしたりだとか、それは全体のまちづくりの観点でその部分だけを捉えるのではなくてその周辺との調和の問題もありますけれども、そういったことでの都市計画サイドとしてはお手伝いということになるかと思うのです。あくまでも施策で例えば企業誘致で補助金を出したりというのはやはり商工サイドの考え方で、工業団地をそういうふうなものにしていくということは商工サイドの施策になるのかと思います。

○委員長（牧野茂敏） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 幕別に住む住民としては法整備の部分だとか規制緩和等でお手伝いをすることではなくて、やはりいろんな部署がタイアップというか総合的に取組んでいただいてこれからの幕別のための進め方をしていただきたいというところも大きいのです。どの部署でもどういう進め方が幕別に合っているというか向いているというか、そういうところで取組んでいただければと期待感が大きいのですけれども、なかなか難しいことなのかというふうに思いますけれども、今後を期待してお願いしたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） 企業が進出したいとかいう話はたまにあって、その相談に都市計も乗りますし商工も乗りますし関係各課が、大きな開発であれば企画室が開発主体のほうと窓口になっていただいて関係課でいろんな調整をしてどういう形で来ていただくかだとか、そういった調整の場というのは現在もございます。そうした中で何とか来ていただく。植物工場ของときも企画室が窓口になっていただいて商工も入り都市計も入り、場合によっては農地でありますので農業委員会も入ったりして、そこら辺進出するための環境を整えるということでの調整会議とかいう形で持たせていただいて、なるべく会社さんの負担が少なくなるようなことでの取組みは町としてそういうやり方で進めているということでございます。

○委員長（牧野茂敏） いいですか。現地調査の時間が近づいておりますので、また現場でお話があればお願いをしたいと思います。それでは現地調査を行いますので準備をしていただきたいと思います。

(16:17~17:15現地視察)

(17:15 閉会)